

入 札 公 告

清涼飲料水自動販売機設置について、制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月5日

石巻市長 齋藤正美



1 募集物件に関する事項（詳細は別紙募集要領のとおり）

所 在	石巻市開成1-8
設 置 場 所	石巻市複合文化施設1階
設 置 機 種	災害対応型でユニバーサルデザインのもの
設 置 台 数	合計3台（内訳下記①～③のとおり）
	清涼飲料水 ①（一般利用者対象）
	清涼飲料水 ②（一般利用者対象）
	清涼飲料水 ③（楽屋利用者対象）
電 気 設 備	設置場所に電気コンセントあり
面 積	① 1.863㎡以内（1階自動販売機コーナー） ※奥行1.36m以内、幅1.37m以内
	② 0.896㎡以内（1階楽屋・事務室裏側） ※奥行0.7m以内、幅1.28m以内
	③ 1.251㎡以内（1階小ホール前・階段下） ※奥行0.9m以内、幅1.39m以内
	（全て自動販売機及び使用済容器回収ボックス）
予 定 貸 付 料 率	12.56%

2 入札方法

非参集型入札（入札前資格審査型）とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業に参加できる者は、参加申込日において次に掲げる要件を満たしていることとする。

また、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となる。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録されている者。
ただし、承認簿に登録されていない場合、後記5(2)イ～カに該当する書類を提出することで、参加資格があるものとみなす。
- (2) 自動販売機の設置業務について、同一箇所において3年以上継続して設置した実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (3) 後記5の申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして一般競争入札参加資格審査結果通知書を受けていること。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けてないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 個人の場合は宮城県内に住所を、法人の場合は宮城県内に本店、支店又は営業所等を有し、国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しない者であること。
- (9) 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがないこと。

4 入札日程

手続き等	期間・期日・期限	場所等
募集要領の配布	令和6年7月5日(金)から 令和6年7月22日(月)まで	市役所本庁4階 生涯学習課 石巻市複合文化施設内 石巻市博物館 ※市ホームページからダウンロード可能
入札前資格審査用 一般競争入札参加 申請書兼受付書の 提出	令和6年7月22日(月) 午後5時必着	〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市教育委員会生涯学習課 ※「一般書留」又は「簡易書留」

		による郵送若しくは生涯学習課窓口を持参すること。
審査結果の通知日	令和6年7月31日(水)	ファクシミリ、電子メールにより通知
質問の受付	令和6年7月31日(水)から 令和6年8月2日(金)まで	別紙質疑応答書により受付(ファクシミリ、電子メールによる。)
回答書の閲覧	令和6年8月5日(月)から 令和6年8月8日(木)まで	市役所本庁舎4階 閲覧室 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。) ※市ホームページで閲覧可能
入札書の提出期限	令和6年8月8日(木) 午後5時必着	「一般書留」又は「簡易書留」による郵送若しくは教育委員会生涯学習課窓口を持参すること。 ※提出の際は二重封筒(中封筒及び外封筒の二つの封筒)とし、「入札書」を中封筒に封かんすること。
開札(入札)日	令和6年8月9日(金) 午前10時	非参集型

5 申請書類

(1) 個人の場合

- ア 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書兼受付書
- イ 住民票(本籍を記載したもの)又はその写し
- ウ 印鑑登録証明書又はその写し
- エ 市町村税の滞納がないことの証明書(令和5年度市町村民税及び固定資産税の納税証明書)
- オ 県税に滞納がないことの証明書(宮城県が発行する証明書)
- カ 国税に滞納がないことの証明書(証明書の種類【その3の2】申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税)
- キ 3年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類(使用許可書又は契約書の写し)

(2) 法人の場合

- ア 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書兼受付書
- イ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又はその写し

- ウ 印鑑証明書又はその写し
- エ 市町村税の滞納がないことの証明書（令和5年度法人市町村民税及び固定資産税の納税証明書）
- オ 県税に滞納がないことの証明書（宮城県が発行する証明書）
- カ 国税に滞納がないことの証明書（証明書の種類【その3の3】法人税、消費税及び地方消費税）
- キ 3年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

注1) 証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものとする。

2) 市町村税の証明書は、令和6年度分の納税が完納している場合は、令和6年度の納税証明書とする。

3) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿に登録されている場合、上記(2)イ～カに該当する書類の提出は不要とする。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加申請者は前記5に掲げる申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

7 入札保証に関する事項

入札保証金は免除する。

8 落札者の決定方法

市が事前に定めた予定貸付料率以上の入札のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、同じ割合の貸付料率の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

9 契約保証金に関する事項

契約保証金は免除する。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者がした入札
- (2) 記載事項の不明な入札又は記名のない入札
- (3) 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- (4) 修正可能な筆記用具等を使用した入札

- (5) 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- (6) 入札に関し不正行為のあった入札
- (7) その他入札条件に違反した入札
- (8) 予定貸付料率を下回った貸付料率での入札

1.1 その他入札に関し必要な事項

詳細又は不明な点については、石巻市教育委員会生涯学習課文化係に照会のこと。

1.2 問合せ先

石巻市教育委員会生涯学習課文化係

電話番号 0225-95-1111 (内線5052)

もしくは0225-98-4831 (博物館内 生涯学習課文化係)

ファクシミリ 0225-98-4832

メールアドレス islstudy@city.ishinomaki.lg.jp